

山口市障がい者雇用環境整備支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、市内中小企業が障がい者を常時雇用するための施設・設備の整備や就労支援機器の購入に必要な費用の一部を助成することで、市内企業の人材確保を支援するとともに、多様な人材が活躍できる環境の整備を促進することにより、市内中小企業の成長・発展をもって、本市の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）

ウ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人以下（ただし、小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人以下）のもの

(2) 障がい者 市内に住民登録があり、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を取得している者で雇用日において65歳未満である者をいう。

(3) 一般常用労働者 雇用期間の定めがない労働者又は1年以上の雇用の継続が見込まれ（雇用期間が1年以上の契約であること）、かつ、雇用保険被保険者として1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇用された者をいう。

(助成対象者)

第3条 山口市障がい者雇用環境整備支援助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(1) 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者

(2) 障がい者を一般常用労働者として雇用していること。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、雇用する障がい者の就労上の課題を克服し雇用継続に資するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国・県及びこれらに準じる団体から、同種の補助又は助成を受けて実施するものは対象外とする。

(1) 事業所等の施設・設備の整備を伴うもの

(2) 就労支援機器の購入を伴うもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、助成対象者の事業に資すると市長が認めたもの

2 助成対象事業を実施する期間は、第7条第2項の規定による認定を受けた日から当該認定を受けた日の属する年度の末日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、市長が助成対象事業の実施に必要なかつ適当と認めた経費とする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、助成対象者に対して、予算の範囲内において、助成金を交付する。

2 助成対象者に交付する助成金の助成率及び助成限度額は、別表2のとおりとする。ただし、助成限度額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成対象事業の認定)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金事業認定申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、申請は店舗・事業所ごとに可能とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業実施に係る見積書等の写し
- (4) 工事を伴う場合は工事前の現況写真
- (5) 雇用されている障がい者の障害者手帳の写し
- (6) 労働条件が確認できるもの(労働契約書の写しあるいは労働条件通知書の写し)
- (7) 定款及び登記事項証明書又はこれに代わるもの(個人事業者の場合は、開業届出書の写し及び住民票)
- (8) 市税の滞納のないことの証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前項の書類の内容確認を行い、認定する助成対象事業(以下「認定事業」という。)には助成金事業認定通知書(別記様式第2号)、却下する助成対象事業には助成金事業認定却下通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成対象事業を認定する場合において、必要と認められる条件を付すことができる。

(認定の辞退)

第8条 前条第2項の規定による認定を受けた助成対象者(以下「認定事業者」という。)は、認定事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、助成金事業認定辞退届出書(別記様式第4号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の交付申請)

第9条 認定事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、当該認定事業が終了した後、速やかに助成金交付申請書(別記様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業実施に係る領収書等の写し
- (4) 工事を伴う場合は工事後の現況写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、決定事項及び交付金額を助成金交付決定通知書(別記様式第6号)により、また、適当でないとき、助成金不交付決定通知書(別記様式第7号)によりそれぞれ通知する。

(助成金の請求)

第11条 認定事業者は、前条に規定する助成金交付決定通知書を受領した後、速やかに助成金交付請求書(別記様式第8号)を市長へ提出する。

2 市長は、助成金交付請求書を受け取った後、30日以内に当該認定事業者に助成金を交付する。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定取消通知書(別記様式第9号)により、その認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 認定及び助成金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合、既に助成金が交付されているときは、助成金返還請求通知書(別記様式第10号)により期限を定めて、その返還を認定事業者に請求するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 助成対象者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けず、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれか該当する場合は、この限りでない。

- (1) 助成対象者が、助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合
- (2) 助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が適当と認める期間を経過した場合

2 助成対象者が前項第1号又は第2号に該当する場合の手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和38年法律第179号)の例によるものとする。

(報告及び調査)

第14条 市長は、必要と認めるときは、次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 認定事業の実績
- (2) 認定事業の収支、決算
- (3) 認定事業の内容
- (4) その他市長が必要と認めること。

(成果の公表)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業の成果について認定事業者に公表させることができる。

2 認定事業者は、前項の規定により成果の公表を求められた時は、これに応じなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施工期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

助成対象経費	
助成対象事業に要する経費で次に掲げる経費に該当するもの（これらに付随する経費を含む）。ただし、事務費、撤去等処分費を除く。	
1 施設・設備等の工事費	
2 就労支援機器等の購入費	
3 その他市長が必要と認める経費	
※助成対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。	

別表 2 (第 6 条関係)

1 助成率	助成対象経費の 2 分の 1
2 助成限度額	20 万円（100 円未満の端数がある場合は切り捨て）